

第76号 発行人 栃尾市 昭和38年(1963) 4月15日発行

広報とちお

栃尾市の人口 (3月末日現在) 世帯数 7,536 人口 37,561人 男 18,105人 女 19,456人

今月の市税 <固定資産税1期分> <都市計画税1期分> <軽自動車税全期分> 納期 4月30日

一般会計 3億7459万5000円

地方自治と選挙

地方自治が、地方自治の主体となる。地方自治の主体とは、住民の意思と責任を地方行政に反映させることである。

当初予算を原案可決

昭和三十八年の第一回市議会が、三月八日市役所で開かれ、当初予算案を原案可決した。

尿処理場の建設地

尿処理場の建設地は、栃尾市に建設される。建設地は、栃尾市に建設される。

市税収入は三十一%

地方交付税一億四千万円をこむ。市税収入は三十一%。地方交付税一億四千万円をこむ。

市の生計費とよまる

市の生計費とよまる。市の生計費とよまる。市の生計費とよまる。

雪害対策費

雪害対策費は、二、四一五万円を追加。雪害対策費は、二、四一五万円を追加。

雪害対策費

雪害対策費は、二、四一五万円を追加。雪害対策費は、二、四一五万円を追加。

雪害対策費

雪害対策費は、二、四一五万円を追加。雪害対策費は、二、四一五万円を追加。

雪害対策費

雪害対策費は、二、四一五万円を追加。雪害対策費は、二、四一五万円を追加。

雪害対策費

雪害対策費は、二、四一五万円を追加。雪害対策費は、二、四一五万円を追加。

投票時間変更

投票時間は、午後5時に閉じる。投票時間は、午後5時に閉じる。

投票時間変更

投票時間は、午後5時に閉じる。投票時間は、午後5時に閉じる。

投票時間変更

投票時間は、午後5時に閉じる。投票時間は、午後5時に閉じる。

投票時間変更

投票時間は、午後5時に閉じる。投票時間は、午後5時に閉じる。

投票時間変更

投票時間は、午後5時に閉じる。投票時間は、午後5時に閉じる。

成人式

成人式は、4月3日行われ、500名参加。成人式は、4月3日行われ、500名参加。

成人式

成人式は、4月3日行われ、500名参加。成人式は、4月3日行われ、500名参加。

成人式

成人式は、4月3日行われ、500名参加。成人式は、4月3日行われ、500名参加。

成人式

成人式は、4月3日行われ、500名参加。成人式は、4月3日行われ、500名参加。

成人式

成人式は、4月3日行われ、500名参加。成人式は、4月3日行われ、500名参加。

未納の保険料

未納の保険料は、三月末までに納めよ。未納の保険料は、三月末までに納めよ。

未納の保険料

未納の保険料は、三月末までに納めよ。未納の保険料は、三月末までに納めよ。

未納の保険料

未納の保険料は、三月末までに納めよ。未納の保険料は、三月末までに納めよ。

未納の保険料

未納の保険料は、三月末までに納めよ。未納の保険料は、三月末までに納めよ。

未納の保険料

未納の保険料は、三月末までに納めよ。未納の保険料は、三月末までに納めよ。

Table with 4 columns: 昭和38年度新潟県栃尾市歳入歳出予算款別一覽表 (別表1), 昭和38年度新潟県栃尾市歳入歳出予算款別一覽表 (別表2), 昭和38年度特別会計予算 (別表3)

編集後記: 本誌は、市民の生活とよむことを目的として発行されています。市民の生活とよむことを目的として発行されています。

市議会議員選挙 補充名簿登録申請を

二十三日・二十四日の二日間

四月三十日に行なわれる市議会議員選挙の補充選挙人名簿に登録することのできる人は次のとおりです。

(1) 昭和十八年四月二十四日以前に生れた人

(2) 本年四月二十三日現在で引き続き三カ月以上（一月二十三日以前から）栃尾市内に住所を有する人

(3) 昨年九月十五日以後選挙権の停止を解除された者（ただし県議会議員選挙のためにつくった補充選挙人名簿に登録

は次のとおりです。

(4) 昨年九月十五日現在でつくった基本選挙人名簿に登録された基本選挙人名簿に登録されたる人及び県議会議員選挙のために本年四月三日現在でつくった補充選挙人名簿に登録されたる資格を有する人で登録の申請をしなかつた人

右に該当する人は、四月二十三日と二十四日の二日間に補充選挙人名簿登録申請用紙を選挙管理委員会に提出しなければ名簿にのりません。

不在者投票は 早めにしましょう

名簿に登録されることが投票することの絶対条件でありますので、該当者は、忘れずに二十四日の午後五時まで申請用紙が選挙管理委員会に届くようにしてください。

この補充選挙人名簿の申請

選挙の当日（投票日）やむを得ない用務で市外にいたり、または、市内にあつても次の理由で投票所へ行つて投票することのできない人のために不在者投票という制度があります。

不在者投票は不正防止などの意味からいくらかの手続きを必要としますが、与えられた権利は有効に使うようにしましょう。

(1) 投票日に自分の属する投票区のある市町村の区域外にいて職務（業務）に従事中の人

(2) やむを得ない用務、または、事故のため自分の投票区のある市町村の区域外に旅行滞在中の人

(3) 病高等で歩くことが著しく困難な人、または、監獄等に収容されている人（ただし

病高等の場合は指定病院に入院していることが必要）

(4) 交通が非常に困難な島、その他の地域に居住、滞在もしくは仕事に従事中の人

(5) 県議会議員選挙の選挙区（栃尾市）の区域外の住所に居住している人（ただし、区域外は県内に限られます）

不在者投票は、告示の日から投票日の前日までできますので、今回の選挙は、次のようにならます。

県議選挙 四月二日から四月十六日まで

市議選挙 四月二十日から四月二十九日まで

なお、投票は、市役所内選挙事務室で行ないます。

開票は即日の予定

投票の当日（投票日）やむを得ない用務で市外にいたり、または、市内にあつても次の理由で投票所へ行つて投票することのできない人のために不在者投票という制度があります。

次の要領により市職員を募 四月二十日まで集めます。希望者は、市総務課（庶務係）へ手続きをして日一般教養についてください。

1 採用予定人員

2 受験資格

3 日本国籍を有する者 男女は問いません 市販のもの

4 昭和十四年四月二日から昭和二十年四月一日までに生れ（保健所発行に限る）

5 通勤可能な範囲で市に住所のあるもの

6 申込書を郵送の場合、封筒の表に「受験申込み」を朱書きすること。

受付期間 四月十日から

投票の心得

投票所は、入場券に示してある所です。

投票時間は、午前七時から午後六時まで

入場券 配布した入場券は、原則として再発行いたしません。

入場券をなくしても投票はできますから投票当日は、投票所で再発行してもらってください。

投票の記載 候補者の氏名は、一人だけ候補者氏名欄にはつきり書いてください。

同姓、あるいは同名の候補者の氏名は、姓だけまたは名だけ書くことなく姓名を書いでください。

同姓同名の場合は、職業住所等を書いて、どの候補者に入れたかはつきりわかるようにならしてください。

一面の「新有権者として」の記事は、ことしの新有権者の中から寄稿してもらったものです。▽みんな得意のな一掃き一票を投じましょう。

編集後記

一面の「新有権者として」の記事は、ことしの新有権者の中から寄稿してもらったものです。▽みんな得意のな一掃き一票を投じましょう。

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)2151番

とちあ 広報

号外

昭和38年(1963)
4月10日発行

昭和32年2月20日第三種郵便物認可 毎月10日発行(定価一部2円)

統一地方選挙

県議選 4月17日
市議選 4月30日

投票日



こぞって
投票いたしましょう

義理、人情にとらわれず 投票は自分の判断で

今後四年間の地方政治を託す統一地方選挙の期日も残すところわずかとなりました。過去四年間の地方政治のあり方を見た場合、本日に皆さんの望む施策がなされたでしょうか。

地方自治体の仕事は、すべて皆さんが選んだ代表によって運営されていることは言うまでもありませんが、その仕事のやり方、その結果のよしあしは直接生活につながって

候補者を知ろう

演説会や街頭演説などで直接候補者の話を聞き、その考え方を同時に、近所の職場の仲間と話し合うことも誰に投票しようかという

有権者の皆さんが地方自治体の運営に適任者を送ることが県政、市政全般に影響するのです。

おられます。有権者の皆さんが地方自治体の運営に適任者を送ることが県政、市政全般に影響するのです。

ことを決める一つの方法でしょう。世間のうわさをうのみにしたたり、また、とかく地方選挙は身近な選挙だけに義理や人情がからみやすいようですが、だれが本日に代表としてふさわしいかをまず知ることが必要であり、そうすることが明るい社会、明るい政治につながる、豊かな市づくりの根本となることを忘れな

新有権者として

保科幸子 (20才)



成人と同時に大人としての良識と能力を備えた社会人として世間から認められ、しかも、政治に對して一票の発言権をもつ事には大きな意義があるのではないでしょうか。

衆参両院の選挙をはじめ、各市町村で行われるすべての選挙に關し、自分の身の判断で、最も信頼できる銘記し、一票の持つ大きな役人を選挙できる権利——本日を認識したいと思えます。

に尊い事だと思えます。学生 成人になり選挙権を与えられたら、政治や選挙についていれ、そしてはじめて権利を行わなければならない学び、研究しましたが使するにあたり、私は自由な

しかな過ぎませんでした。いよ尊い一票を正しく投じたいとい選挙権が与えられ、正し心に誓っております。

人生は二十代にその人の社が進歩向上し、暗い社会が一人として人として全部の掃されるかも知れないと思ふ基礎が造り上げられ、この時と夢の様な気がします。

代に出来たものの見方、考え、しかし、選挙と言つて買取り方、生活態度は一生変わらない贈贈など何かいまめしいものと叫びつたります。これ程が附物のように思われます。

人生に對して大切な時期に足、また、候補者は大きな公約を踏み入れ、何か重大な責任を並べ立て、正道を踏み外し、新たな自覚と希望が胸がた運動によつて有権者を引きつらびたいです。

成人と同時に大人としての良識と能力を備えた社会人として世間から認められ、しかも、政治に對して一票の発言権をもつ事には大きな意義があるのではないでしょうか。

衆参両院の選挙をはじめ、各市町村で行われるすべての選挙に關し、自分の身の判断で、最も信頼できる銘記し、一票の持つ大きな役人を選挙できる権利——本日を認識したいと思えます。

に尊い事だと思えます。学生 成人になり選挙権を与えられたら、政治や選挙についていれ、そしてはじめて権利を行わなければならない学び、研究しましたが使するにあたり、私は自由な

しかな過ぎませんでした。いよ尊い一票を正しく投じたいとい選挙権が与えられ、正し心に誓っております。